

國學院大學學術情報リポジトリ

将軍足利家の肖像画にみえる服飾：桐文と金襴

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 菅原, 正子, Sugawara, Masako メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000457

將軍足利家の肖像画にみえる服飾

— 桐紋と金襴 —

I はじめに

近代以前の服飾は身分階級や地位を明示する重要な役割を果たしていた。中世の公家社会では公服の絹の束帯・衣冠が位により色が定められていた。中世の武家社会では、元来は庶民・武士の衣服であった麻の直垂が室町時代に正装となり、また、庶民階級では麻の小袖を着用していた⁽¹⁾。絹は上流社会の衣料で、中国から絹織物や原料の生糸が多く輸入され、蜀江錦のような高級舶来品の絹織物は時の権力者の権威・富を顕示する手段にも用いられた⁽²⁾。さらに戦国時代には朝鮮から木綿が輸入されて普及し、木綿の栽培も各地に広まった⁽³⁾。このように服飾・衣料は身分階級・地位と不可分の関係にあり、衣料・織物の流通には東アジアにおける交易が深く関わっていた⁽⁴⁾。

中世に描かれた肖像画についての研究は少なくないが、その画像の服飾に関しては詳しく考察されていない傾向がある。二木謙一氏は着衣で肖像画を読み解くことの重要性を提唱しており⁽⁵⁾、肖像画を解明するためにはその服飾を分析して読み解くことが必要である。室町幕府將軍足利家の肖像画については、赤松俊秀氏が足利尊氏から足利義尚までの肖像画を紹介して記録と照合しているが、服飾に関しては着用している衣服を記すにとどまっている。これまで

將軍足利家の肖像画が取り上げられることはあつても、描かれている服飾についてはほとんど分析・考察されていないのが現状である。

將軍足利家の肖像画に描かれた服飾については注目したい点が二点存在する。すなわち、①家紋の桐を文様とした服飾、②室町時代の日本ではまだ織られていなかった金襴、の二点であり、これまでほとんど考察されていないと思われる。本稿では、この二点について関連する諸史料を用いて考察し、これらの服飾の意味するところを究明する。考察の対象とした足利家の肖像画は、主に足利義満・満詮・義教・義尚である。特に將軍家で初めて生前に大臣となり政治的権力を掌握した足利義満は、桐紋・桐唐草文の衣服と金襴の袷袢をまとうて独自性を發揮し、弟満詮や子の義教にも影響を及ぼしている。これらの肖像画にみえる服飾を通して將軍足利家の權威についても考えてみたい。なお本論文では、桐の文様としてのバリエーションも含めた広い意味の「桐文」と、家紋の文様である「桐紋」とを書き分けている。

Ⅱ 桐文の家紋

1 足利家の家紋

足利家の家紋としては桐紋と二引両があり、通説では桐紋は足利尊氏が天皇から拝領したとされている。その根拠となった史料が、永正八年（一五一一）成立の齋藤利綱著『家中竹馬記』²⁴にみえる次の一節である。

一、草木の花をも葉をも立てているに立様口伝有、桐の葉は立べからず、公方様の御紋たる故也、縦子細をしらで立る人有ともいる事不可有、今案、菊花をも射まじき事也、其謂は菊と桐とは 内裏様の御紋なり、等持院^(足利尊氏)

殿御時、桐の御紋をば御拝領あり、菊も其恐有べき歟、

これによれば、立花の口伝では桐は將軍家の家紋であるので立ててはいけなとし、桐紋は尊氏が天皇の紋を拝領したという。

しかし、これよりも約半世紀前に書かれた東福寺の僧太極の日記『碧山日録』⁹⁾寛正元年（一四六〇）九月二十一日条には、桐紋の別の由来を記している。

南帝之孫太子大塔太子、嘗聚凶賊、擲笠置之嶮、將軍尊氏奉詔出師、陣三瓶原、將軍未出師之時、入海住山、札解脱之像、尋欲見上人隨身之具、衆僧出之、中有木屐一双、以桐木所造也、將軍喜曰、予前夜夢、以桐屐擲天下、乃分其片屑、着之甲衣之上、遂平敵以執天下之柄也、自是以桐葉為家紋、且表屐二齒為二劃、謂之二引兩云、

この記事は前日の二十日条に貞慶（解脱上人）が笠置に隠棲した理由等の逸話を記したことに因んで書いている。すなわち、後醍醐天皇の孫大塔宮太子が笠置山にたてこもり、尊氏が天皇の詔により出陣した時、海住山で貞慶が身に付けた桐の木屐を見て、前夜に桐の屐で天下を取った夢をみたとして喜び、その片屑を鏝に付けて勝利したことにより桐を家紋にし、屐の二齒を二引兩の紋にしたとしている。

沼田頼輔氏は、笠置山の「大塔宮を尊氏が討った」ということは正史にみられず、また足利氏の二引兩の家紋はすでに元弘三年（一三三三）にはみられるとして、これを妄説としている¹⁰⁾。しかし、この史料はまったくの妄説とは限らない。ここにみえる「南帝の孫大塔太子」は、「孫」とあるので、大塔宮護良親王（後醍醐天皇の子）ではなく護良の子大塔若宮興良親王のことを指していると思われる。興良親王は父護良の死後に南畿内等でも室町幕府軍と度々戦っている¹¹⁾ので、尊氏との戦いも可能性がないわけではない。

いずれにせよ桐紋は尊氏の時に足利家の家紋になったとされている。しかし、沼田氏が挙げている桐紋の諸史料では、南北朝期の『太平記』等には桐紋が足利家の家紋としてみえず、前掲の『碧山日録』が早い時期の史料になる。筆者が得た史料としては、次に掲出する『花宮三代記』⁽¹²⁾ 応永二十八年(一四二二) 正月一日条の記事が、桐紋を明らかに家紋と認識していた早い時期の史料である。

(前略) 諸大名御所様御方、御所様御台へ有^(足利義持)

出仕、御方御所様御直垂、御地白、紋桐紺黄、

^(足利義量)

御地白、紋桐紺黄、^(二ヶ日八坂飯出仕之御々二)

^(佳例)御所様御馬被 召始、御方ノ御直垂、御地御文桐紺、

御方御所様御直垂、御地白、紋桐紺黄、

^(御上下御地薄紫御紋桐)

御地白、紋桐紺黄、^(二ヶ日八坂飯出仕之御々二)

元日に諸大名が出仕した時に、將軍足利義持の子義量は白地に紺黄の桐紋を染めた直垂を着ており、乗馬始めの時には薄紫の地色に紺色の桐紋を染め抜いた直垂を着ていた。家紋を麻の直垂に染め抜いた衣服は大紋と呼ばれ、大紋の発生の時期については室町時代のいつ頃であるかはわかっていないが、右の記事で義量が着用した直垂は大紋と考えられ、明らかに桐紋を家紋として使用している。同記によれば、義量は同月七日には薄紫の地色に濃い紫色の桐紋の直垂を着ており、さらに二月一日には浅黄の地色に白の桐紋の直垂を着ていた。これらも桐紋の大紋と考えられる。なお同記では義満・義持が桐紋の直垂を着用したという記事はみえない。

なおこれ以前の桐紋に関しては、浄土寺(広島県尾道市)所蔵の足利尊氏画像が桐唐草文の束帯を着用している。しかし、生前に大臣に就かなかつた尊氏が袍の文様に桐を用いることはないと考えられており(後述)、この画像は後世に工夫されたものと考えられている⁽¹³⁾。

足利家の家紋としては、二引両の方が桐紋よりも早くから用いられていた。『太平記』卷十五「主上山門より還幸」には、建武三年(一二三六) 正月に足利尊氏軍が新田義貞らの軍に敗れ、新田方に降服した元足利方の兵たちが、笠印の紋である足利氏の二引両の中を墨で塗りつぶして新田氏の引両に書き直したという話がみえ、⁽¹⁴⁾ 『太平記』が成立

した南北朝時代中頃には二引両が足利家の家紋、一引両が新田家の家紋として周知されていた。

二引両の紋が足利家の旗の文様であったことは、山科家家僕大沢久守が斯波義敏と武家故実について話をした内容を書き留めた『山科家礼記』延徳三年（一四九一）四月二十五日条にみえる。⁽¹⁵⁾

一ひきりやうハにんたんと（新田殿）の、御もん也（紋）、二ひきりやう公方様、三ひきりやうもつかうハとひなか、もん也、公方様（旗）はたにもつかう上候也、一と、ひなか、はたを御かりの事候也、そのときより、

これによれば、一引両は新田家、二引両は將軍足利家、三引両は富永家で、將軍が三引両を旗にも使うことがあり、それは一度富永氏の旗を借りて以来であったという。この富永氏は代々將軍家の御旗に携った三河出身の奉公衆で、⁽¹⁶⁾同年八月二十七日に將軍足利義材が六角高頼征伐のために出陣した時には富永五郎が錦御旗と武家御旗を運ぶ役を担当している。⁽¹⁷⁾二引両は將軍足利家が守護大名らに下賜した武家御旗の紋としても使用された。⁽¹⁸⁾

足利家の家紋としては二引両の方が桐紋よりも主要な正式な紋であったことが、日明勘合貿易で幕府船が掲げた旗からうかがい知れる。寛正六年（一四六五）に出発して応仁二年（成化四年、一四六八）に入明した時の記録『戊子入明記』⁽¹⁹⁾には、次のような記載がある。

一、^紺進貢船旗 長一丈三尺 広三八タハリ 付箱

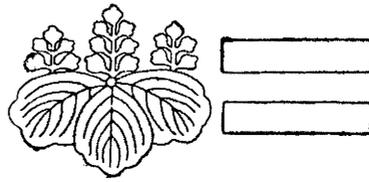
書字 日本国進貢船 引両 桐御紋

一、^紺旗 御紋 引両 桐

勘合貿易の進貢船旗には「日本国進貢船」の文字と將軍足利家の引両と桐の家紋が書かれ、もう一つの幕府旗にも將軍家の家紋の引両と桐が書かれており、どちらも引両の方が先にある。このことは、足利家の正式な主要な家紋は二引両の方であり、桐紋は足利家にとっては副次的な家紋であったことを意味している。

2 他家の桐紋

応仁元年（一四六七）～文明二年（一四七〇）に成立したと推定されている『見聞諸家紋』²⁰では、次のように二引両と桐紋を源義家の時に家紋にしたとしている。



二引両

源姓、八幡太郎、童名不動丸、或源太、従四位下、陸奥守、号金伽羅殿、鎮守府將軍、後冷泉院依勅、父頼義隨兵、奥州之安陪貞任誅、其弟宗任為降人、攻戰間九ヶ年、其後藤武衡、家衡与攻戰事三ヶ年、康平・治曆、其間十二年也、合戰討勝、首級得二万五千余、天喜中上洛、為褒美、依勅命、五七桐紋免許、故当家御紋、五七桐、二引両云々、桐者根本安家之紋也、八幡殿貞任御退治以後、御上洛之時、依被望申下賜此桐

紋二云々、

これによれば、八幡太郎義家は奥州で安倍貞任らを討った功績により、元来は安倍家の紋であった桐紋を懇望して後冷泉天皇から賜ったという。そして以下には、これら源氏の紋を家紋とする家として、吉良・洪河・石橋・斯波・細川・畠山・上野・一色・山名・新田・大館・仁木・今川・桃井・吉見氏を挙げている。

しかし、もし義家が二引両と桐紋を源氏の家紋にしたならば、源頼朝と足利高氏（尊氏）が源氏の旗として白旗を揚げたことと矛盾することになる。したがって、この源氏の二引両・桐紋の源義家起源説は後世に作られた逸話と考えられる。

桐紋を足利家以外の武士が家紋として使用した例はいくつか存在する。戦国時代に桐紋の直垂を着用した肖像画が残されているのは岩松尚純・斎藤義竜・三好長慶・蜂須賀正勝で、この中で白ら桐紋を用いているのが岩松尚純・斎藤義竜である。

岩松氏は清和源氏の新田氏の支流で、上野国新田荘の支配権を有していたが、尚純の頃には家臣横瀬氏に実権を奪われ、尚純は妻（佐野秀綱娘）方の下野国佐野荘に隠居した。⁽²³⁾尚純が四十二歳（数え年）の時の文亀元年（一五〇一）十月二十一日の日付が書かれた墨絵の自画像が青蓮寺（群馬県太田市）に所蔵されている。⁽²⁴⁾この自画像で尚純は桐紋を散らした直垂を着て烏帽子をかぶっている。

斎藤義竜の肖像画は、斎藤氏の菩提寺常在寺（岐阜県岐阜市）に所蔵されており、画には没した永祿四年（一五六一）五月十一日の日付が記されているので、義竜の死後に描かれたものである。この肖像画で義竜は桐紋の大紋を着て折烏帽子をかぶっている。義竜は斎藤道三の子であるが、実は義竜は美濃国守護土岐頼芸の妾が妊娠したまま道三に嫁いで生まれた子という説（『美濃国諸旧記』）がある。⁽²⁵⁾土岐氏は清和源氏である。道三の肖像画も常在寺に所蔵さ

れているが、道三は立波紋を付けた肩衣袴を着ている。²⁷道三は松波氏の出身であるので、この家名の松波に因んで波紋の家紋を使用したと考えられる。義竜が父道三の立波紋を使用せずに桐紋を使用したということは、義竜は土岐頼芸を実父と認識していた可能性があることを示すものではないかと思われる。

なお、三好長慶は、折烏帽子に桐紋の大紋を着用した同じ姿の肖像画が大徳寺聚光院（京都市）と南宗寺（大阪府堺市）に所蔵されている。三好氏は清和源氏の小笠原氏の支流であるが、この桐紋は永祿四年（一五六一）に將軍足利義輝から許可された紋であった。²⁸また蜂須賀正勝は、天正十四年（一五八六）の没後間もない日付の肖像画が徳島市立徳島城博物館に所蔵されており、²⁹折烏帽子をかぶり桐紋の大紋を着ている。蜂須賀氏も清和源氏で足利氏の支流であるが、この桐紋は足利義昭から拝領したものであるという。

岩松尚純・斎藤義竜は桐紋の直垂を着用し、それらは將軍足利家から与えられた紋ではなかった。両者は桐紋を足利家と同じく清和源氏の家の紋として用いたと考えられる。桐紋は、『見聞諸家紋』にみえるように清和源氏の家で共有するようになり、それが次第に足利家の家紋に特化して『家中竹馬記』にあるような將軍家への憚りが生じ、三好長慶や蜂須賀正勝の頃には將軍の許可が必要になったのではないだろうか。

桐は天皇が着用した黄櫨染の袍の桐竹鳳凰文にみえる文様で、中国では聖王の黄帝が即位する時に鳳凰が梧桐に集まって竹の実を食べたという伝説（『韓詩外伝』）をモチーフにしている。³⁰桐紋が天皇家から源氏や足利尊氏に下賜されたとする伝説が生じたのも、この天皇の黄櫨染の袍に由来していると思われる。しかし、実際に桐紋が足利家に明確に家紋として使用されたのは、次章で考察するように足利義満の時からと考えられる。

Ⅲ 足利義満の法体姿

1 肖像画にみえる法体装束

足利義満は応永元年（一三九四）十二月十七日に將軍職を子の義持に譲ると、同二年六月二十日には相国寺の空谷明応を戒師として出家し、臨濟宗夢窓派の禪僧となった。しかし、同年九月十六日には東大寺戒壇院で、前日に同所で受戒させて仁和寺御室にした永助法親王（後光厳天皇の子）から受戒し、法諱も空谷明応から与えられた「道有」を「道義」に改名した⁽³¹⁾。

この義満の肖像画には、法体姿の画像が三点存在する⁽³²⁾。A・Bの鹿苑寺は金閣寺の名で知られている。

A 京都 鹿苑寺所蔵 足利義満画像（応永十五年道詮賛、土佐行広画）（図1）

B 京都 鹿苑寺所蔵 足利義満画像（飛鳥井雅縁賛）（図2）

C 京都 相国寺所蔵 足利義満画像（応永三十一年厳中周璽賛）

Aの鹿苑寺所蔵の画像（図1）は、応永戊子（十五）年夏下瀬（六月下旬）の道詮（足利義持）賛がある⁽³³⁾。義満が同年五月六日に没し、七月二日に山科教言が焼香のために相国寺鹿苑院を訪れた時に、土佐行広が描いた義満の肖像画を見ており（『教言卿記』同年七月二日条）、六月二十五日に等持院で行なわれた義満の四十九日の法会で使用されたと考えられている。義持の賛では、北宋の第八代皇帝徽宗の三回忌で行なわれた説法の文を引用して義満を徽宗になぞらえている。絵師の土佐氏は宮廷の絵所であるが、土佐行広は足利義持や幕府のブレインの醍醐寺三宝院満濟准後の肖像画も描いており、將軍家の絵師として肖像画も多く手がけていた⁽³⁴⁾。

このAの肖像画では義満は、僧綱襟の付いた、桐に竹を組み合わせた文様のある赤色の法服（袍裳）を着ており、⁽³⁵⁾



図1 足利義満画像（応永15年道詮賛、土佐行広画）
（京都 鹿苑寺所蔵）



図2 足利義満画像（飛鳥井雅縁賛）
（京都 鹿苑寺所蔵）

その上には金襴の袷と横被（袷と一対で右肩に懸ける）を着けている。なお、この袷と横被の文様について、赤松俊秀氏は金泥の桐花文としているが、筆者が見た限りでは少なくとも日本のキリの葉と花にはみえない。桐には二種類があり、日本で見られるゴマノハグサ科のキリ（桐、白桐）と、中国で見られるアオギリ科のアオギリ（梧桐、青桐）があり、日本と中国では桐の種類が異なっている。³⁷ Aの袷・横被の文様は日本のキリではないと確信するが、中国のアオギリでもないと思われる。

Bも鹿苑寺所蔵の画像（図2）で、上部に義満の詠歌三首（『新後拾遺和歌集』所載）がそれぞれ色紙形の中に書かれており、旧箱の表に貼られた紙には「和歌之筆者飛鳥井榮雅也」とある。³⁸ 榮雅は飛鳥井雅親の法名で、足利義政・

義尚の和歌・蹴鞠の師範を務め、延徳二年（一四九〇）に七十四歳で没した。赤松氏は、この貼紙に書かれた「栄雅」は「宋雅」（雅親の祖父飛鳥井雅縁の法名）の誤りとしており、⁽³⁹⁾現在では飛鳥井雅縁賛として登録されている。

Bの肖像画の服飾は、僧綱襟の付いた二つ桐の丸文のある赤色の法服（袍裳）⁽⁴⁰⁾を着て、その上に金襴の袷袢・横被を着けている。この袷袢と横被は、白地に金襴の牡丹の唐草文様がほどこされている。

Cは相国寺に所蔵されている画像で、応永三十一年三月の厳中周噩（相国寺第二十二世）の賛があり、同年の義満の十七回忌のために制作されたものである。⁽⁴¹⁾禅僧の頂相の形式で描かれ、義満は沓を脱いで曲录に座している。服装は黄色の法服に袷袢を着けており、桐の文様はみえない。

A・Bの義満の肖像画は、桐竹文または桐文のある赤色の袍裳の法服を着て金襴の袷袢・横被を着けている。応永三年成立の高倉永行著『法体装束抄』⁽⁴²⁾では、法服の赤色袍裳を「法皇・竹園・貴人、晴之時着⁽⁴³⁾」給之」としており、法皇・皇族・貴人が儀式等の時に着る装束であった。特にAの桐竹文の袍裳に関しては、鎌倉時代初期成立の中院通方著『飾抄』⁽⁴³⁾や室町時代の三条西実隆著『装束抄』⁽⁴⁴⁾に、兼中に竹桐の文のある赤色の袍は太上天皇の袍とあり、Aの義満は上皇が用いるように桐竹文の袍を身に着けている。

ところで、金襴に関しては、『鹿苑日録』文禄元年（二五九二）三月六日条⁽⁴⁵⁾に、

（前略）侍⁽⁴⁶⁾殿下、則洛下町人錦襴一尺余献⁽⁴⁷⁾之、蓋始而織出云々、各々奇⁽⁴⁸⁾之、吾朝如⁽⁴⁹⁾此之事、未聞⁽⁵⁰⁾之、

とあり、京都洛下の町人が「錦襴」一尺を初めて織り出して関白豊臣秀次に献上し、これについて日本では今まで聞いたことがないと記している。この「錦襴」は金襴と解釈され、この文禄元年までに日本では（少なくとも京都では）金襴が織られていなかったとされている。金襴は金糸で文様を織り出した高級絹織物で、中国の宋・遼・金の頃に起こり元の上流社会で流行した。⁽⁴⁷⁾義満の袷袢・横被の金襴は中国製の高級舶来品ということになる。

以上から、A・Bの画像の義満は、上皇・皇族と同様に赤色の法服の袍裳を着た上に、高級舶来品の金襴の袷・横被を着けた、最高級の装いで描かれていた。そしてAでは袍裳に上皇の赤色の袍に用いられる桐竹文があしらわれており、上皇の袍に近い袍裳を着ていた。

表 『法体装束抄』にみえる足利義満の法体装束

年月日	行事	装束	袷
応永二年九月一六日	東大寺戒壇院における受戒	布法服	布平袷
応永三年正月一日	幕府元三控飯	袷袋（桐丸文）、袴（桐文）、指貫（藤丸文）、下袴	五帖香袷（桐唐草文）
応永三年四月二八日	尊道法親王青蓮院天台座主宣命	袷袋、白張単（桐文）、長大帷、指符	香袷（桐唐草文）
応永三年五月二〇日	山門大講堂供養日着座	香法服	金襴袷・横被（牡丹唐草文）
応永三年五月二一日	山門大講堂供養日受戒	赤色法服（桐唐草文）	金襴袷・横被（牡丹文）
応永九年九月五日	唐僧対面	赤色法服（桐竹遠文）	※金襴平袷

〔凡例〕装束の欄では扇・鞭の類は省略した。〈 〉内は文様。袷の欄の※は『満濟准后日記』永享六年五月二二日条に依る。

2 法体装束の桐文と金襴

足利義満の法体装束については、応永三年（一二九六）成立の高倉永行著『法体装束抄』にも記されている。高倉

家は鎌倉時代中期頃から装束・衣紋を家業とした下級公家で、室町時代には將軍足利家の装束に携っていた。⁽⁴⁸⁾ 奥書によれば、永行は義満の装束を担当し、それに関する知識を残すために『法体装束抄』を著したという。永行は、『法体装束抄』に応永二年〜同三年の具体的な儀式における義満の装束を所々に記し、裏書には同九年に義満が明使に對面した時の装束もみえる。『法体装束抄』に書かれた義満の法体装束を表に掲出する(表)。なお、表では袈裟を装束の欄から独立させて欄を設けた。また、なるべく原文に書かれている字を記入した。

この表にあるように、義満は応永二年九月に東大寺戒壇院で受戒した時に布、すなわち麻の法服・袈裟を着けている。これは『法体装束抄』に「布袍裳(中略)、受戒の人又は如法經導師等着^レ之敷」とあり、また「平袈裟事」の「布」に「薄墨布、法服之時懸^レ之」とあるので、受戒の時は麻の法服・袈裟を着る慣例があったことに依る。

この表からわかるように、義満は桐の文様のある袈裟・柏・白張単・法服・袈裟を着用している。その桐の文様には、桐竹文、桐の丸文、桐唐草文などがあり、いろいろな形の桐文がみられる。

応永九年に唐僧、すなわち日明勘合船で来日した明の使僧と對面した時の桐竹遠文の赤色法服は、河上繁樹氏が示唆しているように、⁽⁴⁹⁾ 鹿苑寺所藏の画像(土佐行広画)(図1)に描かれた法服に相当すると考えられる。遠文とは、文様と文様が接近した繁文とは逆に、文様と文様とが離れている文様で、壮年が遠文を用いたという。⁽⁵⁰⁾ 前述したように、桐竹文は上皇の赤色の袍に用いられた文様で、義満は明の使僧と北山第で對面した時に、この桐竹遠文の赤色法服を着たのである。義満は後円融上皇の院政の時にはすでに政治的実権を握っており、⁽⁵¹⁾ 明徳四年(一三九三)に後円融上皇が没した後、義満は上皇に代わる事実上の為政者として明使に對面したといえる。

桐竹文は、『飾抄』によれば、天皇が着用する黄櫨染と青色の袍に竹桐・鳳凰・麒麟の文様がほどこされ、上皇が着用する赤色の袍には窠中竹桐の文様があり、天皇と上皇の服飾では桐と竹を組み合わせている。これらは前述したよ

うに中国では、黄帝の即位の時に鳳凰が梧桐に集まって竹の実を食べたという伝説により、桐と竹のセツトは鳳凰と聖王の出現を意味していた。⁵²つまり桐竹文は聖王の象徴であった。

義満が桐竹文を用いた時には、これら天皇・上皇の服飾の文様を意識していたと考えられる。義満が応永二年六月に出家する以前では、同年正月七日の義満の太政大臣拝賀の時に袍の文様が桐竹文であったことが、『有職抄』五装束篇上「袍之紋之事」⁵³にみえる。義満は前年の十二月二十五日に太政大臣に任じられていた。

応永二年正月七日、(足利義満)鹿苑院准后太政大臣拝賀ノ時、袍ノ文、立涌雲・竹桐ノ間、相計フヘキ由、(三条道忠)福照院関白ニ申合ル、時、関白答テ云、立涌雲ハ執柄普礼著用珍シカラス、桐竹俗ニ混セサル歟ト云々、仍テ桐竹ヲ用ヒラル、也、

これによれば、義満が袍の文様について摂関家の二条道忠(満基)に尋ねたところ、桐竹は俗と混合しないのでは、との返答があったため、桐竹文を用いたという。三条西実隆著『装束抄』の「袍文」には「將軍家無輪、竹桐」とあり、將軍足利家では大臣就任以後に桐竹文を用いるとしている。足利家では、尊氏も義詮も死後に左大臣を贈られており、生前に大臣に就任したのは義満が最初であった。將軍家の袍の桐竹文は義満が太政大臣拝賀の時に始めたことになり、そこには聖王に通じる為政者としての意識があったといえよう。

また、義満は竹のない桐文を他者に先んじて衣服に使用したのではないかと考えられる。桐は単独の文様としては平安時代にはみられないという。⁵⁴鎌倉時代の美術工芸品においても、桐は竹とセツトの意匠として用いられ、鳳凰を意味していた。⁵⁵筆者は衣服に桐の文様がみえる文献史料を博搜したところ、応永元年十二月十七日に足利義持が元服して征夷大將軍に任じられた時に、元服前に着用した直衣で桐唐草文の袖を着たことが三条西実隆著『装束抄』にみえ、これが早い時期の史料である。同書には袖について「文ハ將軍家桐唐草」とあり、少なくともこの応永元年十二

月十七日には将軍足利家の柏の桐唐草文は始まっており、義満の意向が反映されたと考えられる。唐草文は公家装束の袍のモチーフとして多く用いられていたが、桐の唐草文様が衣服等に用いられた事例は、管見の限りでは将軍足利家の使用例以前では見出せなかった。竹とセットではない単独の文様の桐文を衣服に用いたのは義満の時と思われる。

『法体装束抄』には、「付衣事」の「香薄物」に「文不_レ同、法皇・竹園は菊、撰家は牡丹、室町殿は桐なり」とあり、香薄物の付衣（略式の法衣）の文様は、皇族は菊文、撰閑家は牡丹文、義満は桐文であった。さらに、前掲の表でも示した義満の袷袋（法体装束の表着で僧綱襟・欄が付いている）の桐丸文に関して、『法体装束抄』の「袷袋事」に「文、法皇・竹園は菊八葉、其外は家々文不_レ同」とあるので、義満の袷袋の桐丸文は「家々文」に相当し、桐文は義満の家紋として使われていたことになる。桐文は義満によって衣服の文様に家紋として使用されており、桐唐草文などのバリエーションも義満の意向によって生まれたと考えられる。

ところで、前掲の表の袷袋の欄には、桐唐草文の香袷袋と、牡丹唐草文の金欄袷袋・横被がある。「香」は香色のことで、香袷袋については『法体装束抄』の「五帖袷袋事」の「香」に、「練浮織物、又堅織物、文不_レ同、せいかうの染色、凡人僧正懸_レ之、大納言入道はゆるされて着_レ之、織物は法皇・竹園・撰家懸_レ給_レ之、凡人不_レ懸_レ之、室町殿者浮織物有_レ御懸_レ也、御文桐唐草也」とあり、最上級の身分の者が着用した袷袋であった。義満は浮織物（文様が浮いた綾の絹織物）で桐唐草文の香袷袋を用いたとしている。

また金欄は、金糸で文様を織り出した絹織物で、中国では「織金」や「納石失」という。日本での呼称の「金欄」は、中国で着用された「織金」の欄（「金欄」）の付いた衣服や、「金欄袷袋」の僧服が由来ではないかと考えられる。⁵⁷ 金欄の金糸には、①金箔を糊・膠・漆などで紙に貼り付けて裁断し糸にした平金、②金箔を糸に巻き付けた撚金、の

製法が異なる二種類があり、①の平金が一般的であった。⁽⁵⁸⁾前述したように、金襴は宋・遼・金の時代に起こり元で流行した高級絹織物で、日本では文禄元年（一五九二）に初めて京都で織り出されたとされ、義満の時代には日本産の金襴はまだ存在していない。義満が着用した金襴の袷・横被の文様は牡丹唐草文である。日本で唐草文と呼ぶ文様は、中国では「纏枝」や「折枝」といい、唐の時代に発生し宋の時代には多くが花草等をモチーフにして発展した。なかでも牡丹は出世・富貴を象徴する吉祥文とされ、元・明の時代には牡丹唐草文の絹織物が流行した。⁽⁶⁰⁾義満の金襴の袷・横被は、元または明で織られた金襴であったことになる。

『法体装束抄』によれば、義満は応永三年五月二十日の山門大講堂供養日着座の時に青地の牡丹唐草文の金襴袷・横被を着け、翌二十一日の受戒の時には白地に牡丹文様の金襴袷・横被を着けている。後者の白地の袷・横被は図2の画像にみえる袷・横被に相当すると考えられる。高級舶来品である義満の牡丹文様の金襴袷・横被は、まさに牡丹が出世・富貴を象徴しているがごとく、義満が掌握した政治権力・財力を示す役割を果たしていたといえる。

IV 桐紋と桐唐草文の継承

1 足利家の桐紋と桐唐草文

これまでは衣服にみえる桐文について論じてきたが、衣服以外の工芸品等も含めて足利家の桐紋・桐唐草文の使用とその継承について考察する。なお、文様としての桐文も家紋としての桐紋も、桐の葉と花で構成されている。

將軍足利家が単独の文様としての桐文を衣服に用いたのは、応永元年（一三九四）十二月十七日に足利義持が元服の前に着用した柏の桐唐草文が早い例で、それは義満が袍に桐竹文を用いた同二年正月七日の太政大臣拝賀の直前で

あった。義満が桐文を家紋に確定したのは応永元年末頃ではないだろうか。義満の若い頃の場合、応安元年（一三八八）四月一日に十一歳で元服した時の儀式では、打乱箱の文様は菊文であり、櫛三つは桐葉の蒔絵であったが（『鹿苑院殿御元服記』⁶¹）、永享元年（一四二九）三月九日に足利義教が三十六歳で元服した時には、打乱箱は桐紋となり、櫛三つも桐の蒔絵であった。（『普広院殿御元服記』⁶²）。義満の元服時には菊文も使われており、桐文は家紋に確定していなかったといえる。おそらく義満は応永元年末頃に、義持の元服・任征夷大將軍と義満の任太政大臣を契機に桐紋を家紋と定めたのではないかと思われる。

義満が桐文を家紋とした理由については不明であるが、権力を得た義満が、天皇・上皇の服飾に用いられていた桐竹文から竹を取り除いた桐文を家紋にした可能性がある。しかし、先に引用した『見聞諸家紋』では源義家を清和源氏の桐紋の由来とし、また清和源氏の岩松氏等も桐紋を使用していた。これについてはおそらく、義満が桐紋を家紋とした後に源義家の逸話が創られ、清和源氏の家紋という意識が広まったのではないかと推測する。

義満は応永十五年（一四〇八）五月六日に五十一歳で病氣により急死し、同月十日に等持院で荼毘に付された。この荼毘の記録を写した『慈照院殿諒闇繪簿』⁶³に、荼毘では桐紋の金欄が用いられたことがみえる。すなわち、義満の遺骸を納めた龕について「赤青地金欄紋桐以之張之」と付記されており、龕には赤地・青地に桐紋をほどこした金欄が張り付けられていた。また、喪所の天蓋は「赤地金欄紋桐」であり、これも赤地に桐紋の金欄であった。これらは桐紋が義満の家紋であったことを示している。

しかし、ここで一つ問題となるのは、桐紋の金欄である。金欄は前述したように室町時代の日本ではまだ織られておらず、また、桐文は元・明の頃の中国ではほとんどみられない文様である。そもそも日本の桐（キリ）と中国の梧桐（アオギリ）とは種類が異なり、葉・花の形も違う。日本の桐紋が中国で金欄の文様として織られることは当時で

はほとんどありえない話である。この義満の茶毘に使用された桐紋の金襴が、本当に文様を織り出した金襴であったのかどうかは疑問である。可能性としては、実際には布地に金箔を貼り付けたり金泥で文様を付けたりした「印金」であったことが考えられる。ともかくも、義満の茶毘において桐紋は、華やかであった義満を象徴するかのよう65に金色に彩られ、義満の家紋として用いられたのであった。

足利義持は応永元年十二月に元服して征夷大將軍になったが、実権は父義満が握っていた。義満没後の義持は、明に対して外交的であった父とは異なり、義満が積極的に行なった日明勘合貿易を、永楽帝への父の死の報告と、父への諡号等の御礼のために遣明船を派遣した後は続けなかった。義満が家紋とした桐文については、義持が元服した時の柏の桐唐草文以外に義持自身が衣服に桐文を使用したことは確認できない。しかし、義持の室町第で桐唐草文を用いたことがある。同十八年十一月二十八日に義持が任内大臣拜賀と躬仁親王（称光天皇）の元服の加冠役で参内する時に、武家伝奏の広橋兼宣が室町第に行くと、寝殿南面の東一間の所で廂簾の下から打出の衣として彩袖と唐織物が出ており、唐織物は「地紅、文桐唐草」、つまり紅地に桐唐草文があった（『兼宣公記』同日条）。打出の衣は平安時代から貴族社会でハレの儀式の時に寝殿を装飾するために行なわれたもので、華麗な女房装束の袖を御簾の下から出していた。唐織物は、「唐」が付いているが日本製も存在し、文様を織り出した綾の浮織物などを指しており、武家では將軍家等の上層階級にのみ使用が限られた高級絹織物であった。義持は任内大臣と親王元服の加冠役の時に、桐唐草文の唐織物を室町第の打出の衣に用いることによって將軍足利家の權威を示したと思われる。

2 桐唐草文の袈裟の継承

桐唐草文は足利義満の時に考案されたと推定し、応永三年（一三九六）には義満の法体装束の香袈裟に文様として



図3 足利満詮画像（顕山賛）（京都 養徳院所蔵）



図4 足利義教画像（東叟賛）（京都 法観寺所蔵）

みえることについては前述した。桐唐草文の袷姿は、義満の同母の弟満詮と、義満の子で義持弟の義教の肖像画にも描かれている。

足利満詮画像（図3）は京都の養徳院に所蔵されており、顕山（足利義持）の賛には寿像であることがみえるので、満詮の生前に作られた画像である。⁽⁶⁹⁾ 満詮は応永十年十二月に権大納言に任じられて間もなく出家し、同二十五年五月に没した。⁽⁷⁰⁾ この画像の制作年代の上限については、義持が空谷明応（同十四年没）に「顕山」の道号を命名された年が不明確であり、満詮が出家した時を上限とする考え方が⁽⁷¹⁾ある。

この満詮画像の袷姿の部分が淡朱色に桐文が描かれている。義満が応永三年に着用していた桐唐草文の袷姿は香色

の香袈裟であった。香色は香木で染めた色で赤色と黄色が混ざった薄茶色をしており、満詮画像の袈裟の地色も香色の範囲内である。画像の満詮の袈裟は、義満の桐唐草文の香袈裟である可能性が高い。満詮は義満の死後にこの桐唐草文の香袈裟をもらい受けたと考えられる。

さらに、満詮の子義賢が桐唐草文の香の平袈裟を着用していたこともこのことを裏付けよう。義賢は満詮の次男で、応永十八年に十三歳で醍醐寺三宝院満済の弟子として受戒し、その後は宝池院に入室した。⁽⁷³⁾『満済准后日記』⁽⁷⁴⁾同二十六年八月十六日条によれば、義賢は同月七日に六条八幡宮別当に初任して十六日に拝社した時に、その行粧で「香袍裳、平袈裟同文桐唐草」の装束、すなわち香色の袍裳の法衣と、同色の桐唐草文の平袈裟を着ていた。この香の桐唐草文の平袈裟は義満の桐唐草文の香袈裟と考えられ、前年の同二十五年に没した父満詮から義賢が受け継いだと考えられる。もしかしたらこの継承には義賢の師である満済が関わっていたのかもしれない。

⁽⁷⁵⁾袈裟は唐の時代に禅宗において師から弟子に伝えられて伝法の証となり、山川曉氏等が明らかにしているように、日本では禅宗が普及し始めた鎌倉時代に袈裟が伝法衣とされるようになった。足利満詮と義賢は禅宗の僧であったというわけではないが、義満の桐唐草文の袈裟を継承することにより、伝法衣と同様に、義満の遺志を受け継ぐという心意があったのではないだろうか。

桐唐草文の袈裟は、京都の法観寺所蔵の足利義教画像にも描かれている(図4)。この画像は室町時代のもので、上部に書かれた建仁寺の東暖の賛からは、義教が法観寺の宝塔を再建したことが画像制作の理由であったことがわかっている。⁽⁷⁷⁾義教の宝塔再建は永享十二年(一四四〇)であった。この画像の義教は立烏帽子をかぶりながら法衣と掛絡を着けている。井筒雅風氏は、義教が天台座主であった立場からして天台宗の袈裟であるべきところを、禅系の掛絡をかけているのは履歴を知らなかったのであろうとしている。⁽⁷⁸⁾掛絡は禅宗で用いられる略式の袈裟で環珮が付いている。

義教画像の掛絡は赤地に桐唐草文の文様があり、この桐唐草文は満詮画像に描かれている香袈裟の桐唐草文とほとんど同じ形である。満詮から義賢に伝えられた香袈裟が掛絡に仕立て直された可能性が考えられるが、この掛絡の地色は香色にしては赤色が少々強く、満詮画像の桐唐草文の香袈裟と同じ布地であるかどうかは判断し難い。しかし、義教が桐唐草文の掛絡を身に着けて描かれているということは、この掛絡によつて將軍足利家の威光を示そうとする意図が制作者側にあつたのではないかと思われる。

3 桐唐草文の金襴の鎧直垂

將軍足利家の桐唐草文の服飾は、將軍足利義尚（義教の孫、義政の子）が長享元年（一四八七）年九月十二日に六角高頼征伐のために出陣した時にも着用された。その義尚の出陣の姿を描いた肖像画（図5）が地藏院（愛知県名古屋市）に所蔵されており（名古屋博物館寄託）、地藏院の所蔵の理由については不明である。義尚が延徳元年（一四八九）に近江国の出陣先で病没してまもなく、母日野富子の要望により狩野正信が義尚の肖像画を描いたことが『涼軒日録』にみえ、その画像と考えられている。⁽⁷⁹⁾

義尚が長享元年九月十二日に出陣した時の装束は、『鹿苑日録』同日条に「大將軍頭戴長烏帽子、額纏白絹子、被金襴袖細^{（紋）}、負矢、脇太刀、握弓、騎河原毛馬」とあり、画像にはまさにその姿で描かれている（図5）。他の諸日記にも義尚の装束が金襴であつたことがみえる。⁽⁸²⁾ 大沢久守は『山科家礼記』同二年三月二十三日条に「今度公方様御陣立、ヨロイヒタ、レ、アカチノキンラン心ヘカタシ、ニシキニテ子細候」と記しており、武家故実に関心の強かつた久守は、義尚の鎧直垂が錦ではなく金襴であつたことに違和感を覚えている。これまでの慣例では大将の鎧直垂は赤地の錦であつた。⁽⁸⁴⁾



図5 騎馬武者画像（愛知地蔵院所蔵）の部分模写図（筆者画）

この画像の金襴の鍔直垂は桐唐草文であるが、前述したように室町時代にはまだ金襴が織られておらず、また桐唐草文は中国ではほとんどみられない文様である。この頃の中国は海禁政策により私的な貿易を禁止していたが、日明勘合貿易は義持の後に再開されて將軍足利義教・義政・義尚の時に遣明船が派遣された。幕府が遣明船派遣の時に桐唐草文様の金襴を明で特注したことも考えられるが、明では朝貢使が来朝した際に民間の織物業者に特注することを禁止していた。⁸⁵ 例えば、憲宗の成化七年（一四七二）三月に来朝した琉球国使が織金（金襴）の羅衣を織物業者に作らせたところ、関係者は近衛軍の錦衣衛校尉に捕らえられ、国使も審問された。⁸⁶ 義尚の金襴が明で織られた可能性は少ない。そうとなれば義満の茶毘の金襴と同様に、この義尚の金襴も実際には「印金」であった可能性がある。延徳

元年四月九日に等持院で行われた義尚の茶毘では、義尚の龕には桐文ではなく小唐草花文の金襴が張られており、桐唐草文の金襴は見当た¹⁸⁷らなかった。

義尚が六角氏征伐に出陣した時の様子は、先に引用した『鹿苑日録』長享元年九月十二日条に「路人觀者皆合掌、再定天下、安万民之者、在斯哉々々々、喜而従者、勇而跳者、遮路呼喚、真征東大將軍也」とあり、金襴の鎧直垂姿の義尚を見た群衆は感激して喜び、これこそ真の征夷大將軍と群衆に思わせることに成功している。金襴にみえた桐唐草文の鎧直垂が群衆に与えた威力は大きかった。

V おわりに

將軍足利家の二引両と桐紋の家紋は、旗には二引両を使用し、桐紋は副次的な家紋として服飾に多く用いられた。二引両は南北朝時代から足利家の家紋として文献にみえるが、竹を伴わない単独の文様の桐文は古代ではみられず、足利義満が応永元年（一三九四）末の任太政大臣の頃を契機に家紋として桐文を衣服に用いるようになったと推定する。同二年の太政大臣拝賀で桐竹文の袍を着た義満は、出家後の同九年に上皇の桐竹文の赤色袍と同様の法服をまとい、不在の院政の上皇に代わる事実上の為政者として明使に対面した。桐竹文は聖王の象徴であり、義満は天皇・上皇が衣服に使用していた桐竹文から竹を除いた桐文を家紋にした可能性がある。応永元年に元服した時の義持の柏や、義満の法体装束の香袷姿は桐唐草文で、桐唐草文も義満の意向により生じたと考えられる。鹿苑寺所蔵の義満画像にみえる袷袢・横被は、室町時代の日本ではまだ織られていなかった高級絹織物の金襴であり、中国舶来の牡丹唐草文の金襴はまさに義満の政治権力・財力を象徴していた。

そして義満の没後に桐唐草文は、將軍義持が任内大臣の時に打出の衣の唐織物の文様に用いた。また、義満の桐唐草文の香袷袷と考えられる袷袷が弟滿詮の画像にみえ、さらにはその子義賢へと伝えられており、義教の画像にも桐唐草文の掛絡がみえる。義満の桐唐草文の袷袷は義満の遺志を継承する伝法衣のごとく一族に継がれた。そして、義満の曾孫の義尚は画像にも描かれたように、六角氏征伐に出陣した時に桐唐草文の金襴の鎧直垂を着用し、この姿を見た群衆を感激させたが、この金襴は実際には「印金」であった可能性もある。

義尚の後は、桐唐草文も金襴も將軍足利家の肖像画の衣服には見えず、戦国時代に室町幕府と將軍家は弱体化していく。⁽⁸⁹⁾ 將軍足利家の桐唐草文と金襴は、足利義満の政治権力・財力と権威を示すシンボルであった。義満の死後は袷袷の相伝の他にこれらの積極的な活用はあまりみられなかったが、義尚により桐唐草文の金襴の鎧直垂姿を群衆に見せるという形で復活し、將軍足利家の権威を示す最後の閃光を放ったのではないだろうか。

註

- (1) 公家・武家の服飾については、河上繁樹『日本の美術339 公家の服飾』(至文堂、一九九四年)、丸山伸彦『日本の美術340 武家の服飾』(至文堂、一九九四年)、鈴木敬三『有識故実図典―服装と故実―』(吉川弘文館、一九九五年)、近藤好和『装束の日本史』(平凡社新書、平凡社、二〇〇七年)、拙稿『山科家礼記』にみえる天皇・公家の服飾』(『国際服飾学会誌』四三、二〇一三年)、山岸裕美子『中世武家服飾変遷史』(吉川弘文館、二〇一八年)等がある。また服飾史の通史としては、日野西資孝編『日本の美術26 服飾』(至文堂、一九六八年)、谷田関次・小池三枝『日本服飾史』(光生館、一九八九年)、高田倭男『服装の歴史』(中央公論社、一九九五年)、増田美子編『日本衣服史』(吉川弘文館、二〇一〇年)、同編『日本服飾史』(東京堂出版、二〇一三年)等があり、事典には河鱈実英編『日本服飾史辞典』(東京堂出版、一九六九年)、鈴木敬三編『有識故実大辞典』(吉川弘文館、一九九五年)等がある。

- (2) 『平家物語』巻二「吾身栄花」には平清盛の七珍万宝の一つとして蜀江錦がみえ、蜀江錦は富の象徴であった(拙稿「中世の錦の鍔直垂について―古文書・記録等からの考察―」、『服飾美学』六三、二〇一七年)。また、拙稿「中世の即位式における天皇・公家・女官の礼服―中国王朝の冕服と関連して―」(『国際服飾学会誌』四六、二〇一四年)では、古代・近世に天皇が即位式で中国皇帝の冕服を模した赤い礼服を繰り返し着用したことが、中国皇帝の権威にあやかり天皇權威の維持・高揚に効果をもたらしたことを指摘した。
- (3) 日本の中世末期における木綿の普及については、永原慶二『苧麻・絹・木綿の社会史』(吉川弘文館、二〇〇四年)に詳しい。
- (4) 中世の東アジアにおける衣料の交易については、小葉田淳『中世日支通交貿易史の研究』(刀江書院、一九四二年)、伊藤智夫『ものと人間の文化史68・I 絹I』(法政大学出版局、一九九二年)、佐々木銀弥『日本中世の流通と対外関係』(吉川弘文館、一九九四年)、田中健夫(村井章介編)『増補 倭寇と勤合貿易』(ちくま学芸文庫、筑摩書房、二〇一二年)等にもえ、村井章介編集代表『日明関係史研究入門―アジアのなかの遣明船』(勉誠出版、二〇一五年)も参考になる。
- (5) 中世の肖像画に関わる研究としては、白畑よし編『日本の美術8 肖像画』(至文堂、一九六六年)、宮島新一『肖像画』(日本歴史叢書、吉川弘文館、一九九四年)、同『肖像画の視線―源頼朝像から浮世絵まで―』(吉川弘文館、一九九六年)、田沢裕賢『日本の美術384 女性の肖像』(至文堂、一九九八年)、宮島新一『日本の美術385 武家の肖像』(至文堂、一九九八年)、村重寧『日本の美術387 天皇と公家の肖像』(至文堂、一九九八年)、梶谷亮治『日本の美術388 僧侶の肖像』(至文堂、一九九八年)、黒田日出男編『肖像画を読む』(角川書店、一九九八年)、黒田智『中世肖像の文化史』(ぺりかん社、二〇〇七年)等がある。なお、宮島新一『肖像画の視線―源頼朝像から浮世絵まで―』(前掲)第二章「戦う姿、儀礼の装い」は服飾に着目した論考である。
- (6) 二本謙一「着衣で読み解く肖像画の世界」(二本謙一・須藤茂樹『戦国武将の肖像画』、新人物往来社、二〇一一年)。
- (7) 赤松俊秀「足利氏の肖像に就いて」(『美術研究』一五二、一九四九年)。
- (8) 『群書類従』第二十三輯(続群書類従完成会、訂正三版)。以下、史料の正字は常用漢字に改め、史料文の句切りには読点を用いた。

- (9) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録碧山日録上』(岩波書店、二〇一三年)。
- (10) 沼田頼輔『日本紋章学』(新人物往来社、第四刷一九七九年)三三三頁。
- (11) 新井孝重「興良・常陸親王考」(同『日本中世合戦史の研究』、東京堂出版、二〇一四年)、同『護良親王』(ミネルヴァ日本評伝選、ミネルヴァ書房、二〇一六年)一六六―二七七頁。
- (12) 『群書類従』第二十六輯(統群書類従完成会、訂正三版)。
- (13) 猪熊兼樹『日本の美術509 有職文様』(至文堂、二〇〇八年)五九頁。
- (14) 沼田前掲註(10)著一六三頁で指摘している。
- (15) 『史料纂集 山科家礼記』第五(統群書類従完成会、一九七三年)。
- (16) 拙稿「中世の御旗―錦御旗と武家御旗―」(拙著『中世の武家と公家の「家」』、吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (17) 『後法興院記』延徳三年八月二十七日条。
- (18) 奥野高広「錦御旗―中世の天皇制―」(『日本歴史』二七九、一九七一年)、拙稿前掲註(16)論文。
- (19) 牧田諦亮編著『策彦入明記の研究(上)』(法蔵館、一九五五年)三五二頁。
- (20) 小泉宜右「見聞諸家紋」について」(岩橋小彌太博士頌寿記念会編『日本史籍論集(下巻)』、吉川弘文館、一九六九年)。
- (21) 『群書類従』第二十三輯(註(8))。
- (22) 『吾妻鏡』文治五年七月二十六日条、「篠村八幡宮文書」元弘三年四月二十九日足利高氏願文、拙稿前掲註(16)論文。
- (23) 『戦国人名辞典』(吉川弘文館、二〇〇六年)一三五頁。
- (24) 宮島新一『日本の美術385 武家の肖像』(註(5))二七頁。
- (25) 宮島新一『日本の美術385 武家の肖像』(註(5))五〇・五一頁。
- (26) 桑田忠親『斎藤道三』(講談社文庫、講談社、一九八三年)一一八頁。
- (27) 沼田前掲註(10)著二〇五頁、宮島新一『日本の美術385 武家の肖像』(註(5))五一頁。
- (28) 天野忠幸「三好政権と足利幕府の対立をどう評価するか」(今谷明・天野忠幸編『三好長慶』、宮帯出版社、二〇一三年)。
- (29) 須藤茂樹「戦国武将の肖像画」の「蜂須賀正勝」(二本謙一・須藤茂樹『戦国武将の肖像画』(註(6))。

- (30) 猪熊兼樹『日本の美術509 有職文様』(註(13))三九―四一頁。なお鎌倉時代には桐竹鳳凰文に麒麟が加わっていた。
- (31) 白井信義『人物叢書 新装版』足利義満(吉川弘文館、一九八九年)、原田正俊「相国寺の創建と足利義満の仏事法会」(桃崎有一郎・山田邦和編『平安京・京都研究叢書4 室町政権の首府構想と京都―室町―北山―東山―』、文理閣、二〇一六年)。
- (32) 赤松前掲註(7)論文、宮島新一『肖像画』(註(5))二四二頁、東京国立博物館・九州国立博物館・日本経済新聞社編『足利義満六百年御忌記念「京都五山禅の文化」展』(日本経済新聞社、二〇〇七年)等で解説している。
- (33) 東京国立博物館・九州国立博物館・日本経済新聞社編(註(32))一五七・三一―九頁。
- (34) 宮島新一『日本の美術247 土佐光信と土佐派の系譜』(至文堂、一九八六)一九頁、高岸輝『室町王権と絵画―初期土佐派研究―』(京都大学学術出版会、二〇〇四年)第五章「土佐行広と土佐派との展開」。
- (35) 河上繁樹「服飾から見た足利義満の冊封に関する小論」(関西学院大学『人文論究』六二―四、二〇一三年)を参照。
- (36) 赤松前掲註(7)論文。
- (37) 沼田前掲註(10)著三五八頁、中川重年『フィールド・ガイド7 日本の樹木・上』(小学館、一九九四年)二五頁、同『フィールド・ガイド8 日本の樹木・下』(小学館、一九九二年)六八頁。
- (38) 東京国立博物館・九州国立博物館・日本経済新聞社編(註(32))一五八・三二〇頁。
- (39) 赤松前掲註(7)論文。
- (40) 河上前掲註(35)論文を参照。
- (41) 東京国立博物館・九州国立博物館・日本経済新聞社編(註(32))一五八・三二〇頁。
- (42) 『群書類従』第八輯(続群書類従完成会、訂正三版)。なお『法体装束抄』については、近藤好和『法体装束抄』にみる法体装束(『立命館文学』六二四、二〇一二年)で内容を紹介・分析している。
- (43) 『群書類従』第八輯(註(42))。
- (44) 『群書類従』第八輯(註(42))。
- (45) 『鹿苑日録』三(大洋社、一九三五年)。
- (46) 小笠原小枝『日本の美術220 金襴(きんらん)』(至文堂、一九八四年)七一頁。

- (47) 小笠原前掲註 (46) 二二〇二七頁、趙豊主編『中国絲綢通史』(蘇州大学出版社〔蘇州〕、二〇〇五年) 二八七・三五二頁。
- (48) 國學院大學神道資料展示室編『高倉家調進控装束織文集成』(國學院大學、一九八三年) 序説(鈴木敬三)、『衣紋道高倉家秘藏展』(財団法人多摩市文化振興財団、一九八七年)、拙著『中世公家の経済と文化』(吉川弘文館、一九九八年) 二六一頁、池田美千子「衣紋にみる高倉家―大炊御門家から高倉家へ―」(『史学雑誌』一一一―一二、二〇〇二年)。
- (49) 河上前掲註 (35) 論文。
- (50) 河上前掲註 (35) 論文、鈴木敬三編『有識故実大辞典』(註(1)) 三四二頁。
- (51) 森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』(文献出版、一九八四年) 三二二―三二八頁、拙稿「將軍足利義滿と公家衆」(『日本史研究』五七三、二〇一〇年)。
- (52) 沼田前掲註 (10) 著三五八頁、荒川浩和「桐文考」(第二アートセンター編『日本の文様12 桐』、小学館、一九八八年)。
- (53) 東京大学史料編纂所編『大日本史料 第七編之二』(東京大学出版会、一九二七年、覆刻一九八四年) 九二八頁。
- (54) 荒川前掲註 (52) 論文。
- (55) 荒川前掲註 (52) 論文。
- (56) 猪熊兼樹『日本の美術509 有職文様』(註(13)) 五〇頁。
- (57) 孫晨陽・張珂編著『中国古代服飾辞典』(中華書局〔北京〕、二〇一六年) 七二〇頁「金襴」の項参照。
- (58) 西村兵部『日本の美術90 名物裂』(至文堂、一九七三年) 二二頁。
- (59) 趙豊『中国絲綢芸術史』(文物出版社〔北京〕、二〇〇五年) 一七九頁。なお浙江工商大学東方語言文化学院副教授久保輝幸氏の御教示によれば、牡丹は富裕層が栽培し、また科挙の試験にも関係したことから、富と出世の象徴とされるようになったという。
- (60) 小笠原小枝「特別寄稿」染織品にみる蔓草文様」(山本忠尚『日本の美術358 唐草紋』(至文堂、一九九六年)、趙豊『中国絲綢芸術史』(註(59)) 一五四―一八三頁。
- (61) 『群書類従』第二十二輯(続群書類従完成会、訂正三版)。

- (62) 『群書類従』第二十二輯(註)(61)。
- (63) 相国寺慈照院所蔵(相国寺承天閣美術館保管)、東京大学史料編纂所架蔵写真帳(架蔵番号六一一五―八九)二八―三二頁。東京大学史料編纂所編『大日本史料第七編之十』(東京大学出版会、一九五二年、覆刻一九八四年)九―一二頁に所載されているが、天蓋のある喪所の図が一八〇度逆向きになって印刷されている。
- (64) 日本でいう「印金」は中国では、金箔を貼り付けた貼金(印金とも)、金泥で押した泥金、金泥で描いた描金、に分けられ、前漢の時代には存在した。小笠原前掲註(46)二五頁、同『染と織の鑑賞基礎知識』(至文堂、一九九八年)一六七―一七〇頁。
- (65) 伏見宮貞成親王は著『椿葉記』に、義満が没して世の中は火が消えたようになった、と記している。
- (66) 『明実録』永楽六年十二月戊子条、同八年四月甲辰条(日本史料集成編纂会編『中国・朝鮮の史籍における日本史料集成 明実録之部(一)』、国書刊行会、一九七五年)。
- (67) 『史料纂集 兼宣公記』第一(統群書類従完成会、一九七三年)。
- (68) 河上繁樹「『唐織物』の受谷と変様」(関西学院大学『人文論究』五二―三、二〇〇二年)。
- (69) 足利満詮像の図版解説(熊谷宣夫)(『美術研究』三〇、一九三四年)、東京国立博物館・九州国立博物館・日本経済新聞社編(註(32))一六一・三二二頁。
- (70) 足利満詮については、東京大学史料編纂所編『大日本史料 第七編之三十』(東京大学史料編纂所、二〇〇四年)応永二十五年五月十四日条等参照。
- (71) 高岸輝「土佐行広と土佐派との展開」(前掲註(34))。
- (72) 尚学図書編『色の手帖』(小学館、一九八九年)七八頁、福田邦夫『すぐわかる日本の伝統色(改訂版)』(東京美術、二〇一四年)五一頁。
- (73) 義賢については、東京大学史料編纂所編『大日本史料 第八編之二』(東京大学出版会、一九一五年、覆刻一九八五年)応仁二年閏十月二日条、高鳥廉「室町前期における足利満詮流の政治的地位」(『日本歴史』八二七、二〇一七年)等参照。
- (74) 『統群書類従・補遺一 満詮准后日記(上)』(統群書類従完成会、訂正三版)。

- (75) 袈裟については、井筒雅風『袈裟史』(文化時報社、一九六五年)、京都国立博物館編・刊『文化財保護法60年記念事業特別展覧会 高僧と袈裟』(二〇一〇年)等参照。
- (76) 山川曉「ころもが秘めるふたつの歴史」(京都国立博物館編・刊『文化財保護法60年記念事業特別展覧会 高僧と袈裟』(註(75)二)、同「日本禅宗における袈裟―東福寺伝法衣を一例として―」(京都国立博物館『学叢』三六、二〇一四年)、原出正俊「南北朝・室町時代における夢派の伝法観と袈裟・頂相」(同編著『日本古代中世の仏教と東アジア』関西大学出版部、二〇一四年)。
- (77) 東京国立博物館・九州国立博物館・日本経済新聞社編(註(32))一六四・三三三頁に画像・解説。
- (78) 井筒前掲註(75)著一七一頁。
- (79) 『蔭涼軒日録』延徳元年(長享三年)四月十八日、五月四日、同三年四月八日条。
- (80) この騎馬武者画像については、赤松俊秀「狩野正信の足利義尚出陣影に就いて」(『画説』六五、一九四二年)、山岡泰三『日本美術絵画全集第七巻 狩野正信／元信』(集英社、一九七八年)「作品解説」(山岡泰三)、並木誠士「狩野正信の肖像画制作について―地藏院藏騎馬武者像をめぐって―」(『京都芸術短期大学研究紀要 瓜生』一三、一九九一年)、池美玲「地藏院本伝足利義尚像をめぐって」(『佛教学大学院紀要 文学研究科篇』三七、二〇〇九年)等があり、画像の服飾自体についてはあまり詳しくは考察されていない。なお筆者はこの画像の服飾に関して、二〇一六年十二月九日に中国杭州の浙江工商大学東亜研究院で行なわれた国際シンポジウム「東アジア文化交流―画像を中心に―」(早稲田大学日本宗教文化研究所・浙江工商大学東亜研究院・蔚山大学校日本語日本文化学科主催)において「地藏院所藏騎馬武者画像の服飾と中国絹織物について」を報告した。
- (81) 『鹿苑日録』一(大洋社、一九三四年)。
- (82) 『蔭涼軒日録』『長興宿彌記』『後法興院記』『親長卿記』『十輪院内府記』長享元年九月十二日条。
- (83) 『史料纂集 山科家礼記』第四(統群書類従完成会、一九八七年)。
- (84) 拙稿「中世の錦の鎧直垂について―古文書・記録等からの考察―」(註(2))。
- (85) 範金民「衣被天下 明清江南絲綢史研究」(江蘇人民出版社〔南京〕、二〇一六年)二四二―二四四頁。

- (86) 「明実録」成化七年三月戊戌条（日本史料集成編纂会編『中国・朝鮮の史籍における日本史料集成 明実録之部 (一)』(註(66))、範金民前掲註(85)著二四四頁参照。
- (87) 『蔭涼軒日録』延徳元年(長享三年)四月九日条に「以赤地金襴紋小唐草花張龕、紋非桐葉、幡同前」とある(竹内理三編『増補続史料大成 第二十三卷(蔭涼軒日録三)』、臨川書店、一九九五年)。
- (88) 桐紋の衣服は、義尚より後の足利家の肖像画では、足利義晴画像(京都市立芸術大学芸術資料館所蔵)の肩衣と、足利義輝画像の下絵(同所蔵)の直垂に桐紋がみえる。宮島新一『日本の美術385 武家の肖像』(註(5))二二二頁、須藤茂樹「戦国武将の肖像画」の「足利義輝」(二)木謙一・須藤茂樹『戦国武将の肖像画』(註(6))。
- (89) 戦国時代の室町幕府の弱体化については、今谷明『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店、一九八五年)で詳述。